

北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）検討委員会 傍聴要領

1 目的

北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）検討委員会設置要綱第8条に基づき、会議の傍聴に係る取扱いを定めるものとします。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 本委員会の会議の傍聴を希望する方は、事前に事務局に申込みをしてください。定員は10名とします。定員になり次第、申込みの受付を終了します。
- (2) 会議の開催の予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

3 傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 次に該当する方は、傍聴することができません。
 - ア 酒気を帯びていると認められる方
 - イ 会議の進行の妨げになると認められるものを携帯している方
 - ウ その他、委員長において傍聴を不相当と認める方
- (2) 傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 - ア 静粛に傍聴することとし、私語は慎んでください。
 - イ みだりに傍聴席を離れてはいけません。
 - ウ 拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - エ 飲食はできません。
 - オ 写真撮影、録画、録音等はありません。
 - カ その他、会議の秩序を乱したり、進行を妨害するようなことはできません。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。なお、疑問な点があれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。